

## 「年末調整」資料準備のお願い

本年も残すところ少なくなり「年末調整」の時期が近づいてきました。  
当事務所では12月21日より顧問先企業の「年末調整」の計算を行う予定です。お早めに下記の資料を収集、準備いただきますようお願い致します。

**扶養控除等(異動)申告書** 平成29年分の扶養家族の確認および30年分の提出  
扶養家族で平成29年中の就職者・出生者に御注意ください。

### マイナンバー通知カードの写し

(個人番号等特定個人情報綴)

- ・給与支払者分
- ・従業員本人分
- ・従業員の扶養親族分



なお従業員及び扶養親族のマイナンバーは自社で本人確認して頂きますようよろしくお願ひします。

**※昨年、提出済みの方は必要ありません。**

### 保険料控除申告書

- ・一般の生命保険料
- ・介護医療保険料
- ・個人年金保険料
- ・地震保険料

**証明書 必要**  
**証明書 必要**  
**証明書 必要**  
**証明書 必要**

※ 旧長期損害保険料についても、「地震保険料控除証明書」として各保険会社より送付されます。

- ・社会保険料

本人または生計を一にする親族が負担する国民健康保険、国民年金等の社会保険料で本年中に支払ったもの  
(給与から差し引かれているものは記入不要)

**証明書 必要** (国民年金・国民年金基金のみ)

※ 長寿医療制度、国民健康保険等の保険料で親族の年金から天引きされたものは控除の対象外です。

- ・小規模企業共済等掛金

**証明書 必要**

### 配偶者特別控除申告書

配偶者の所得金額(または収入金額)の確認  
例年、間違いが多いので御注意ください

### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

2年目以降の方

①税務署から送付されている申告書

②金融機関から送付される年末残高等証明書

初年分は、平成30年3月15日迄に確定申告が必要です。

### 中途就職者の場合

前勤務先発行の平成29年分の源泉徴収票

### その他

「所得税源泉徴収簿」の記入

※ 医療費控除については、年末調整では控除対象となりません。確定申告が必要です。  
平成30年3月15日迄の確定申告時において控除対象となります。